注18　注１から注17―３までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十三条及び第十三条の十五の改正規定は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第八十三条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（空港等付近の航行方法） **第百八十九条**　航空機は、空港等及びその周辺において、次に掲げる基準に従つて航行しなければならない。ただし、自衛隊の使用する航空機が自衛隊の設置する飛行場で国土交通大臣が定めるもの及びその周辺において航行する場合でその任務の遂行上これらの基準により難い特別の事情があり、かつ、自衛隊以外に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。 一　（略） 二　計器飛行方式により離陸しようとする場合（操縦者が乗り組まないで飛行することができる装置を有する航空機が離陸しようとする場合であつて、当該航空機の離陸の安全が確保され、かつ、他の航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるときを除く。）であつて空港等における気象状態が離陸することができる最低の気象条件未満であるときは、離陸しないこと。 三　計器飛行方式により着陸しようとする場合（操縦者が乗り組まないで飛行することができる装置を有する航空機が着陸しようとする場合であつて、当該航空機の着陸の安全が確保され、かつ、他の航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるときを除く。）であつて次に掲げるときは、着陸のための進入を継続しないこと。 イ・ロ　（略） 四～七　（略） ２　航空機は、法第九十六条第一項の規定による国土交通大臣の指示であつて前項第一号及び第四号から第七号までに掲げるいずれかの基準と異なる指示があつた場合は、当該指示に従つて航行しなければならない。 ３　国土交通大臣は、空港等ごとに、第一項第一号の飛行の方式、同項第二号及び第三号の規定による気象条件並びに同号の規定による進入限界高度、進入限界高度よりも高い高度の特定の地点及び目視物標を定めるものとする。	（空港等付近の航行方法） **第百八十九条**　航空機は、空港等及びその周辺において、次の各号に掲げる基準に従つて航行しなければならない。ただし、法第九十六条第一項の規定による国土交通大臣の指示であつて第一号及び第四号から第七号までに掲げる基準と異なる指示があつた場合並びに自衛隊の使用する航空機が自衛隊の設置する飛行場で国土交通大臣が定めるもの及びその周辺において航行する場合でその任務の遂行上これらの基準により難い特別の事情があり、かつ、自衛隊以外に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。 一　（略） 二　計器飛行方式により離陸しようとする場合であつて空港等における気象状態が離陸することができる最低の気象条件未満であるときは、離陸しないこと。 三　計器飛行方式により着陸しようとする場合であつて次に掲げるときは、着陸のための進入を継続しないこと。 イ・ロ　（略） 四～七　（略） （新設） ２　国土交通大臣は、空港等ごとに、前項第一号の飛行の方式、同項第二号及び第三号の規定による気象条件並びに同号の規定による進入限界高度、進入限界高度よりも高い高度の特定の地点及び目視物標を定めるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。